

提出先 組合員→所属所→広島支部

所属所等受付日欄

## 標準報酬産前産後休業終了時改定申出書

※所属所で申出書受理日を押印  
(又は受付日を記載)

(フリガナ) 申出者氏名	-----	申出者 生年月日	昭和 年 月 日 平成
所属所コード	-----	記 号	公立広島
所 属 所 名	-----	組合員等番号	
産前産後 休 業 承認期間	休業開始日		休業終了日(復職日の前日)
	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
※産前産後休業掛金免除(変更)申出書と一致していない場合、添付書類を求めることがあります。			
産前産後 休業に 係る子	(フリガナ)	-----	
	氏 名	-----	
	生年月日	令和 年 月 日	
<p>地方公務員等共済組合法第43条第14項の規定により、産前産後休業終了日の翌日が属する月以後3月間に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定することの希望を申し出ます。</p> <p>公立学校共済組合広島支部長 様</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">申出者氏名</p>			

**添付書類：産前産後休業掛金免除変更申出書提出者は不要(休業期間が一致する場合※)。**  
※休業期間が一致しない場合は、確認のため書類の提出を求める場合があります。

【備考】「産前産後休業終了日の翌日が属する月以後3月間」とは、産前産後休業終了日の翌日において継続して組合員であった期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となった日数が17日未満である月がある場合、その月は産前産後休業終了時改定の算定に使用しません。

産前産後休業終了後、育児休業等を開始せずに、勤務に復帰した時点で、その産前産後休業に係る3歳に満たない子を養育しており、**原則、産前産後休業取得前より報酬が低下する場合に提出**してください(報酬が上がる場合も提出できますが、標準報酬月額が上がる可能性に留意して御提出ください。)

**【制度については裏面を御確認ください。】**

共済組合 記入欄	標準報酬改定月	令和 年 月	固 定 的 給 与	非 固 定 的 給 与
	改定後標準報酬	級 千円	円	円

## 産前産後休業終了時改定について

### 1 産前産後休業終了時改定とはどんな制度？

産前産後休業から復帰した後、育児休業等を取得せず、育児短時間勤務や育児部分休業など復帰前より給料が少なくなる働き方を選択した場合、実際の報酬と標準報酬月額がかけ離れた金額になることがあります。

そこで、産前産後休業を終了した翌日が属する月以後の3か月間で標準報酬月額を再計算して、4か月目に実際の報酬に近い金額に改定を行うことを「産前産後休業終了時改定」といいます。

### 2 算定方法例

・産前産後休業終了日が3月31日の場合 →4月から6月の3か月で再計算 →7月から適用



### 3 Q&A

Q1 終了時改定申出書は必ず提出しなければなりませんか？

A1 任意の様式ですので、提出するかしないか選択できます。

Q2 フルタイムで復帰した場合も、終了時改定申出書は提出できますか？

A2 提出できます。復職時に従前より報酬が上がった場合は、改定後の標準報酬月額も上がる可能性があります。標準報酬月額の増減によって、掛金(保険料)、短期給付額、年金算定額に次のとおり影響があります。

標準報酬月額	掛金額(保険料)	短期給付 (各種休業手当金等)	年金算定額
上がる	増える	増える (但し手当金額は上限あり)	増える
下がる	減る	減る	減る <b>！特例あります！</b> 【3歳未満の子を養育する旨の申出書】(S4-007)の提出により、子(3歳未満)の誕生日の前日の属する月の標準報酬月額で算定する。 詳しくは、「3歳未満の子を養育する旨の申出書」の裏面を御確認ください。

提出先

組合員→所属所→広島支部

記入例

所属所等受付日欄



※所属所で申出書受理日を押印  
(又は受付日を記載)

### 標準報酬産前産後休業終了時改定申出書

(フリガナ) 申出者氏名	コウリツ キョウコ 公立 教子	申出者 生年月日	昭和 平成	◆ 年 11 月 8 日
所属所コード	7****	記号	公立広島	
所属所名	××市立●●小学校	組合員等番号	○○○○○○	
産前産後 休業 承認期間	休業開始日	休業終了日(復職日の前日)		
	令和 ○ 年 3 月 27 日	令和 ○ 年 7 月 2 日		
※産前産後休業掛金免除(変更)申出書と一致していない場合、添付書類を求めています。				
産前産後 休業に 係る子	(フリガナ)	コウリツ イクミ		
	氏名	公立 育美		
	生年月日	令和 ○ 年 5 月 8 日		
<p>地方公務員等共済組合法第43条第14項の規定により、産前産後休業終了日の翌日が属する月以後3月間に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定することの希望を申し出ます。</p> <p>公立学校共済組合広島支部長 様</p> <p>令和 △ 年 4 月 2 日</p> <p>申出者氏名 <b>公立 教子</b></p>				

添付書類: 産前産後休業掛金免除変更申出書提出者は不要(休業期間が一致する場合※)。  
※休業期間が一致しない場合は、確認のため書類の提出を求める場合があります。

【備考】「産前産後休業終了日の翌日が属する月以後3月間」とは、産前産後休業終了日の翌日において継続して組合員であった期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となった日数が17日未満である月がある場合、その月は産前産後休業終了時改定の算定に使用しません。

産前産後休業終了後、育児休業等を開始せずに、勤務に復帰した時点で、その産前産後休業に係る3歳に満たない子を養育しており、原則、産前産後休業取得前より報酬が低下する場合に提出してください(報酬が上がる場合も提出できますが、標準報酬月額が上がる可能性に留意して御提出ください。)

【制度については裏面を御確認ください。】

共済組合	標準報酬改定月	令和 年 月	固 定 的 給 与	非 固 定 的 給 与
記入欄	改定後標準報酬	級 千円	円	円